遺言書 ~きちんと伝えたい、大切な人へのメッセージ~

我が家を誰にどのように残したいかなど、「もしも」の後に関する自分の意思や想いを確実にご家族に託すためには、「遺言書」の作成をお勧めします。 法律に則って作成された遺言書の記載は、法定相続のルールにも優先します。 遺言書の紛失や改ざんを防ぐには、法務局に預けたり、公正証書として作成したりといった方法があります。



| どちらにする?~自筆証書遺言と公正証書遺言~

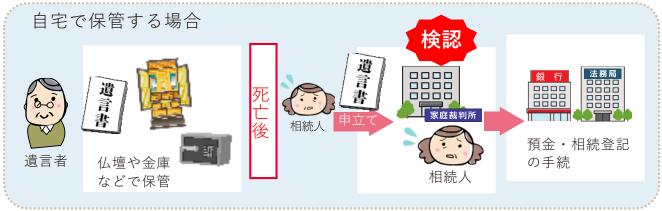
遺言書には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言などいくつかの形式があります。このうち、自筆証書遺言と公正証書遺言について、その違いを表に示しました。

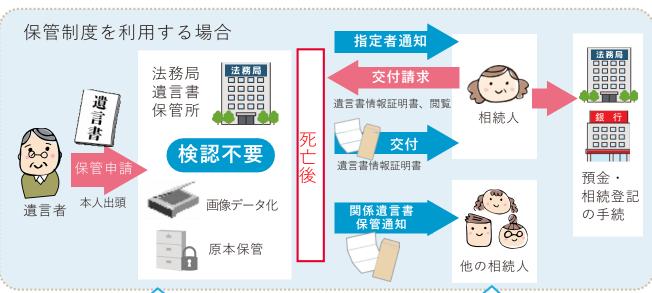
	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	遺言者本人が全文・日付・氏名 を自書及び捺印する ただし、相続財産目録等の記載 は自書でなくてもよい	遺言者が公証人に遺言の趣 旨を口授し、公証人が書面 にする
保管方法	遺言者本人の判断により、自宅 で保管または法務局に預ける	原本は公証役場において 厳重に保管される
家庭裁判所の 検認	必要 (法務局に預けた場合、 検認は不要)	不要
特徴	・作成費用がかからない・作成に手間がかからない・内容に不備があると無効になる可能性がある・自宅保管の場合、紛失や改ざんのおそれがある・自宅保管の場合、相続人に発見されないことがある	・無効な遺言書になりにくい・紛失や改ざんのおそれがない・公証人が出張して作成することが可能・長期間適正に保管し、紛失などのおそれがなくなる

遺言のほかにも、ご自身の死後の手続(葬儀・埋葬の実施、諸費用の支払い、遺品整理など)を他の人に任せることができる「死後事務委任契約」があります。特に、身寄り・相続人がいない方や、親族に頼ることが難しい方は、この契約により、生前から「もしも」の時に備えることができます。

法務局に預けて安心!自筆証書遺言書保管制度とは!

2020年7月から、自筆証書遺言書を全国の法務局(本局・支局)で保管する制度、「自筆証書遺言書保管制度」が始まりました。





メリットは?

- ①家庭裁判所での検認が不要です。
- ②遺言書が紛失・亡失するおそれがなくなります。
- ③遺言者の死後、相続人などに遺言書が保管されていることを法務局から通知します。

相続開始後は?

- ①相続人などは遺言書の証明書の請求や、遺言書 の閲覧などができます。
- ②相続人などが遺言書の証明書の交付を受けたり、 閲覧をしたりすると、遺言書を保管していること を法務局から他の相続人に通知します。

あなたの最後の意思表示が確実に伝わります! 相続トラブルを防ぎ、相続手続が円滑に進みます!

● 手数料一覧●

申請・請求の種別		申請・請求者	手数料
遺言書の保管の申請		遺言者	1通につき 3,900円
)	(モニター)	遺言者・関係相続人など	1回につき 1,400円
遺言書の閲覧の請求	(原本)		1回につき 1,700円
遺言書情報証明書の交付請求		関係相続人など	1通につき 1,400円

自筆証書遺言書 保管制度の詳細は 法務省HPの 二次元コードから ご覧ください。



自筆で遺言を書いてみよう!



自筆で遺言を書くときのルールは4つだけ

- ①本文の内容
- ②作成日付

これらを全部自筆で書く!

- ③作成者氏名
- ④作成者の印鑑を自分で押す
- ※相続財産目録等は、自書によらずパソコン等での作成が 認められています。



一番簡単な遺言書の例

全ての財産を妻にのこす遺言書の例

遺言書

全ての財産は、妻○○○に相続させる。

令和〇年〇月〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 司法太郎

(EII)

【注意】

- ① 西暦または和暦で、**日にちまで必ず書くこと** (×吉日)
- ②なるべく戸籍に記載されている氏名を書くこと
- ③印鑑は認印でも実印でも可(×スタンプ印)
- ④ボールペンやサインペン等の消えにくい筆記具で書くこと



自筆で書いてみたら、法務局に預けてみよう!

「違う内容の遺言を書きたい」「法務局への預け方を相談したい」という場合は、お近くの司法書士にご連絡ください。

≪法務局に預ける遺言書の用紙には、次のルールがあります。≫

① 用紙は、 A 4 サイズで、文字の判読を妨げるような地紋、彩色等のないものを使ってください。

白

5

IJ

Х

以

上

- ② このページのような余白を必ず確保してください。
- ③ ページ数や変更・追加の記載を含めて、余白部分には何も記載しないでください。
- ④ 各ページにページ番号を記載してください。 $(1 \times 1/1 \times 1/1$
- ⑤ 片面のみを使用し、裏面には何も記載しないでください。
- ⑥ 数枚にわたるときであっても、とじ合わせないでください。

法務局への預け方の詳細は、次のページをご覧ください。

遺言者が遺言書を預ける ~保管申請の流れ~

1 自筆証書遺言に係る 遺言書を作成する



2 保管の申請をする遺言書保管所を決める

保管の申請ができる遺言書保管所

- ●遺言者の住所地●遺言者の本籍地
- ●遺言者が所有する不動産の所在地▲

のいずれかを管轄する法務局・地方法務局 内にある遺言書保管所

3 申請書を作成する

申請書に必要事項を記入してください 申請書の様式は、法務省HP

<u>(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)</u> からダウンロードできます。

遺言書 申請書

Q

また法務局(遺言書保管所)窓口にも備え付けられています。

4 保管の申請の予約をする

予約の方法は3種類







ウェブサイト 電話

窓口

5 保管の申請をする

- ☞ 遺言書
- △ 申請書

▽~

▼ を持参して予約した日時に遺言者本人が、遺言書保管所にお越しください。



- → 添付書類(本籍地及び筆頭者の記載がある住民票の写しなど)
- 本人確認書類(官公署から発行された顔写真付きの公的証明書) マイナンバーカード 運転免許証 運転経歴証明書 旅券 乗員手帳 在留カード 特別永住者証明書 ※有効期限のある証明書は期限内のもの
- → 手数料 1通につき 3,900円 ※一度保管した遺言書は、保管の申請の撤回をしない限り返却されません。

6 保管証を受け取る

手続終了後、保管証をお渡しします。

遺言書の閲覧、保管の申請の撤回、変更の届出、遺言書情報証明書の交付請求などをするときに保管番号があると便利ですので、 大切に保管してください。

